

枚方市上下水道局職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

枚方市上下水道局職員の給与等に関する規程（平成10年枚方市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「次に掲げる」を「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、災害対策本部の事務に従事した」に改め、同項各号を削る。

第13条第1項中「夜間勤務手当」の次に「、管理職特別勤務手当」を加える。

附 則[令和5年12月30日公布]

この規程は、公布の日から施行する。